

中央図書館ボイラー清掃点検業務仕様書

(契約履行の場所)

第1条 この契約履行の場所は、鎌倉市御成町20番35号 鎌倉市中央図書館とする。

(業務の範囲)

第2条 この契約に基づく業務範囲は、ボイラー清掃点検業務及び労働安全衛生法による性能検査受検とする。

(作業検査方法)

第3条 受注者は、ボイラー清掃点検作業終了後速やかに発注者に報告し、発注者の検査を受けなければならない。

(契約に定めのない事項)

第4条 この契約に定めのない事項及び契約の解釈に疑義を生じたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び同法施行令(昭和22年政令第16号)並びに鎌倉市契約規則(昭和39年規則第20号)の定めによるほか、その都度発注者・受注者双方誠意をもって協議の上解決に当たるものとする。

以上